

老朽住宅除去事業について

地域の住環境改善のため、老朽化し危険な空き家の除去を行う方に対し、除去費を一部補助します。

◆対象住宅

- 町内にある個人住宅であること
- 空き家であること
- 木造または鉄筋コンクリート造またはコンクリートブロック造であること
- 抵当権、賃借権などが設定されていないこと(土地を含む)
- 住宅の老朽度が一定の条件を満たすこと
- 倒壊や火災により周囲の住宅や通路に被害をおよぼす恐れのある住宅であること



◆申請者

次の①～③のいずれかに該当する方で高知県税などの滞納がないこと。

- ① 登記簿上の所有者
- ② ①の方の相続人代表者
- ③ ①・②の方から住宅の除去について委任を受けた方

③の委任による申請をお考えの方は、事前に本庁まちづくり課住宅係にご相談ください。

◆対象工事

次の①～③の要件をすべて満たす工事が対象です。

- ① 建設業などの許可を受けた業者に請け負わせる除去工事であること
- ② 住宅すべてを除去する除去工事であること(住宅には、居間・寝室があり、台所・風呂・トイレを備えていること。住宅であることが確認できれば、一部除去済みであっても可とする場合があります。)
- ③ ほかの制度などにより補助金の交付や補償などを受けない除去工事であること(ブロック塀の除去工事は対象外)

◆補助金額

除去工事費の10分の8(上限100万円)を補助します。

◆受付期間

5月8日(月)～6月9日(金)
(受付状況によっては、再度、募集する場合があります。)

◆結果通知

6月30日(金)までに審査の結果(交付、不交付)を通知します。

◆注意事項

- 補助金の交付決定を受ける前に工事の契約や工事に着手した場合は対象となりません。
- 補助金の受け取りには、工事費の領収書などが必要です。
- なお、代理受領(※)を活用する場合は、工事費から補助金確定額を差し引いた金額の領収書が必要です。
- 住宅を除去することにより、住宅用地特例が適用されなくなるため、翌年度より土地の税額が増額になる場合があります。

○お問い合わせ

本庁まちづくり課住宅係

☎ 4312115

佐賀支所建設課 土木係

☎ 5513700

※代理受領とは

補助申請者が工事契約した事業者が補助金の請求および交付を委任することで、町から事業者に対して補助金を交付することができるとはなりません。 ※代理受領を利用できない補助事業もあるため、詳細は補助金を交付する担当課にご相談ください。

例) 黒潮町老朽住宅除去事業補助金
老朽住宅の除去にかかる費用：100万円、補助金80万円の場合

